

教育委員会定例会会議録

令和7年8月21日（木）

教育委員会定例会会議録

令和7年8月21日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 伊藤季美
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 小川剛志
教育施設課長 有本昌人	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 仲手川武
青少年課長 鈴木俊也	学校教育指導課長 新居博志
図書館長 高木直昭	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の大意は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案が10件ございます。

資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、ただいまから8月定例会を開催いたします。

日程第 1、教委議案第 42 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 日程第 1、教委議案第 42 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして学務課長よりご説明申し上げます。議案書 3 ページから 8 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和 7 年 7 月 25 日付政令第 268 号公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額を改めるため提案するものです。

この条例は公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしたものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 1、教委議案第 42 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり承認します。

次に日程第 2、教委報告第 32 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第 2、教委報告第 32 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてご説明申し上げます。議案書は 9 ページと 10 ページになります。

令和 7 年 8 月 1 日付で欠員となっていた西浜小学校の教育施設業務員 1 名の採用について報告するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 2、教委報告第 32 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

次に日程第 3、教委報告第 33 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第 3、教委報告第 33 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書は 11 ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、12 ページの名簿にありますとおり、茅ヶ崎市立緑が浜小学校から報告がありました 1 名の委員を専決処分したものでございます。

なお、新規委員の委嘱期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までといたします。

以上、ご報告いたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 3、教委報告第 33 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 4、教委報告第 34 号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群の追加指定に係る意見具申の筆数変更についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長 日程第 4、教委報告第 34 号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群の追加指定に係る意見具申の筆数変更についてにつきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。議案書は 13 ページから 16 ページとなります。

本件は、本年 6 月の教育委員会定例会においてご承認いただきました国指定史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申について、7 月 11 日に文化庁の事前ヒアリングを受けました。

このヒアリングにおいて、一部の土地に根抵当権が設定されていることにより、根抵当権者の同意書が必要である旨が伝達されました。

その後、根抵当権者と同意書につきまして協議しましたが、同意を得ることができず、その結果、根抵当権者が登記されている筆を除いた筆数で追加指定の意見具申を行うものでございます。

なお、追加指定の面積は、当初 6846.08 平方メートルから 2969.33 平方メートルに変更になります。

報告は以上となります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 4、教委報告第 34 号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群の追

加指定に係る意見具申の筆数変更についての報告を承認することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は予算等に関する案件でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め非公開といたします。

傍聴の方はいらっしゃいませんね。

それでは、日程第 5 に入る前に事務連絡をお願いいたします。

〔事 務 連 絡〕

午後 3 時 10 分閉会